

# 「災害発生時における特別法律相談に 関する協定」を締結しました

近年大規模な地震が頻発しており、首都直下地震も近い将来発生が想定されています。そこで杉並区は、災害発生時に被災された区民の不安を払拭し、一日も早い生活再建につながるよう、本日午後3時に杉並区役所本庁舎にて、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会と協定を締結しました。



## ○協定名

災害発生時における特別法律相談に関する協定

## ○協定締結の経緯

大規模な災害が起きた場合には多くの被災者が発生するため、土地・家屋の被災や生活再建に関して、専門的な知見に基づく法律相談ができる場を設けることが重要であると考え、今回の協定を締結することとなりました。

## ○協定の目的

災害発生時に、被災された区民の不安を払拭し、一日も早い生活再建につながるよう、特別法律相談を行い、円滑な応急及び復興活動に資することを目的とする。

## ○特別法律相談の概要

- ・災害等に起因する土地、家屋、相続などの法律相談全般についての助言
- ・区民の生活再建、被災地域の復旧・復興などの有益な情報提供
- ・相談者一人あたりの相談時間は、30分以内
- ・区民の相談料金は無料

協定の締結にあたり岸本聡子杉並区長は「この度の三弁護士会様との協定締結は、災害発生時において区民の不安を少しでも払拭し、被災後の生活再建に資する相談業務で非常に重要な協定と考えております。本日の協定締結により、区は三弁護士会様との協力・連携体制を構築していきたいと思っております。」と述べました。

また、第二東京弁護士会会長の日下部 眞治くさかべ しんじ氏は「災害時に法律相談の実施を予定するのみならず、平常時から勉強会等を実施することによって、災害発生時に杉並区と弁護士会が連携して迅速な被災者支援を行うための備えをしていきたいです。」と話されました。

## 【報道機関 問い合わせ先】

防災課防災計画担当 03-3312-2111 内線3603

総務部広報課：03-3312-2111 内線1502